

平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名：株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
（コード：4314 大証ヘラクレス）
代表者名：代表取締役社長 金子 修
問合せ先：広報 中島 弘樹
（T E L：03-6215-9587）

株式会社テーオーシー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社テーオーシー株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 買付け等の目的

公開買付者は、不動産投資顧問事業を営む会社として、平成 10 年 8 月に設立されました。

当社は創業以来、「投資家とともに成長する」という経営方針に基づき、国内外の機関投資家・年金・財団基金等から資金の運用を受託し、不動産投資ファンドの組成・運用・管理を行い、平成 13 年にナスダック・ジャパン市場（現ヘラクレス市場）に上場後も、6 期連続で増収・増益を実現してまいりました。これは当社の持つ不動産投資に関する豊富な経験やノウハウの累積により、高い投資利回りを達成してきたということだけでなく、「投資家とともに成長する」という当社の経営方針が、欧米をはじめとした機関投資家等から高い評価を得たことによるものと考えております。この経営方針の下に、当社は投資家及び株主利益の最大化による企業価値増大を目指した経営を行っております。

公開買付者は、このたび以下に記載する目的で、対象者株式の議決権の過半数の取得を目指して本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは公開買付者が、対象者株式の議決権の過半数を取得し、株主の皆様と協調して、対象者の株主利益を向上させることを目指すものです。対象者の保有する優良な不動産、従業員及び顧客を基盤にして後述の事業計画案を実行すれば、収益性の増大により株主利益の大幅な向上の可能性があると考えます。

公開買付者の持つ対象者の株主利益を本公開買付け後に大幅に向上させるためのビジョンは以下の通りです。

対象者の現経営陣による現状の経営手法は、保有不動産の含み益を有効に活用しておらず、また、老朽化のため建替を準備する必要がある西五反田 T O C ビルに過度に依存したものとなっています。公開買付者は対象者についての事業計画案を持っておりますが、その要点は下記二点です。

① 保有不動産の含み益を活用したレバレッジ効果の導入

業界水準の自己資本を十分に確保しつつ、対象者の保有不動産の含み益を活用し借入れを行い、収益不動産を取得し、収益を拡大します。

② 西五反田TOCビルを同等の価値を持つ収益不動産と入れ替えることにより、同ビル建替期間中の収益の落ち込みを避けること

不動産業は他の事業と異なり、保有資産のスクラップ・アンド・ビルドを行う場合も、資産の入れ替えをすることにより収益が維持可能であることは対象者の現経営陣も認識されていることと推察されますが、西五反田TOCビルと同等の価値を持つ収益不動産の調達が困難な場合は、当社が助言を行なっている不動産ファンドが保有する多数の物件の中から入れ替えの対象となる物件の調達が検討可能です。

なお、これまでの経緯につきましてご説明申し上げますと、対象者の現経営陣の一部はMBO（マネジメント・バイアウト）（注）の提案を行うことを決定し、対象者の現経営陣の一部とその関係者によって設立された有限会社オオタニファンドTO（以下「オオタニファンド」といいます。）が、対象者の普通株式を対象として、対象者の普通株式1株あたり800円での公開買付けを平成19年4月9日に開始し、対象者の取締役会は、これに賛同する旨の取締役会決議を同月6日に行い、その旨の意見表明報告書を同月9日に提出しました。

公開買付者は、連結子会社である有限会社アルグループ（本社：東京都中央区、取締役 木村宜正、以下「アルグループ」といいます。）が対象者の発行済株式の約10%を保有していたことから、オオタニファンドによる公開買付け提案を仔細に検討いたしました。オオタニファンドによる買付価格には対象者が保有する不動産を正當に活用した価値が盛り込まれておらず、その含み益が反映されていないため、かかる買付価格での買収がなされると、本来的には全ての対象者株主に帰属すべき利益がオオタニファンドによって独占される可能性が高いと判断し、全ての株主の株主価値を守るために、対象者経営陣の方々の賛同を条件として対象者の普通株式1株あたり1,100円での公開買付けを行うことを対象者経営陣に対して平成19年4月25日付にて提案し、具体的な協議を申し入れるとともに、公開買付者の提案に賛同すること及び対象者の株主の方々がオオタニファンドの提案と公開買付者の提案のいずれが望ましいのか判断するために十分な期間を確保するために公開買付期間の延長を行うことを要望いたしました。

これに対して、対象者は、公開買付者と対象者との協議の申入れについてはご回答されないまま、平成19年5月3日付（同月7日受領）書面にて、主として公開買付者の子会社である株式会社ダヴィンチ・セレクト（以下「ダヴィンチ・セレクト」といいます。）に対して行われた行政処分について言及した上で、当該行政処分の対象事案の内容並びに公開買付者の法令遵守体制及びその実施状況につき公開買付者に対して質問を行いましたので、当該質問について、公開買付者から、同月8日付書面にてダヴィンチ・セレクトに対する行政処分の対象となった事実及び行政処分の具体的内容、ダヴィンチ・セレクトの法令等遵守態勢の構築及びその実施状況、ダヴィンチ・セレクトに対する公開買付者からのコンプライアンス指導状況並びに公開買付者における法令等遵守のための体制構築及びその運用状況について回答するとともに、対象者の経営陣の方々と面談し具体的な資料を添えて説明をし、併せて友好的かつ真摯に粘り強く全ての株主価値を守るための提案を行いました。対象者からは、公開買付者に対してダヴィンチ・セレクト及び公開買付者以外の公開買付者のグループ会社までも含めた法令遵守体制及びその実施状況について同月10日付書面にてさらなる質問がなされておりますので、これに対して公

公開買付者からは同月 15 日付で秘密保持誓約書案を送付しておりますが、対象者からは、同月 17 日付書面でもずは営業秘密等に関係しない事項を開示するよう要請されております。公開買付者としては、同月 17 日付のプレスリリースで公表しているとおおり、今後も誠実に対応していく所存です。

なお、オオタニファンドによる買付価格を 800 円とする公開買付けは、その開始直後から対象者の株価が 800 円を大きく超えた水準で推移するなど、市場において買付価格が明らかに安すぎるとの評価を下され、結果的に当該公開買付けは不成立に終わりました。これはオオタニファンドによる当該公開買付けにつき対象者株主の大多数から賛同が得られなかったことの証左であります。以上のとおおり、公開買付者としては、オオタニファンドの提案よりも明確に高い買付価格での提案を行い、対象者からの質問に対しても誠実に対応した上で、対象者の経営陣に対して、公開買付者の提案に対する賛同、対象者の株主価値向上のための具体案の詳細説明及び協議の機会設定並びにオオタニファンドによる公開買付期間の延長を要望して参りました。しかしながら、オオタニファンドによる公開買付期間の延長は行われませんでした。公開買付者の提案に対する賛否については、対象者経営陣に引き続きご検討頂いているはずですが、対象者からは全ての対象者株主の利益に資する具体的な経営方針等は示されておらず、また、本公開買付けの開始に至るまで公開買付者との間で株主価値向上についての具体的な協議が行われることもありませんでした。

さらに、対象者の取締役会は、MBOを通じて対象者の非公開化を行うことに賛同し、資本市場からの退出を意思決定したにもかかわらず、公開買付者の公開買付けの提案が行われた後である平成 19 年 5 月 7 日のプレスリリースにおいてエクイティ・ファイナンスを行うことを検討する旨を公表しております。対象者は、上場以来エクイティ・ファイナンスを特段行ってきておりませんでした。株主価値の向上に資する本質的な議論を避けてこのタイミングで一株あたりの株主価値の希薄化を生じる可能性のあるエクイティ・ファイナンスの検討を行うことは、全ての株主の利益を守る責務を負っている対象者の経営陣が株主価値を毀損させてしまう可能性があることに公開買付者は重大な懸念を抱いております。

公開買付者は、前述の通り対象者経営陣の方々による賛同を条件として、対象者の普通株式について 1 株 1,100 円で買い付ける旨の公開買付けを平成 19 年 4 月 25 日に提案いたしました。その後、当該提案とオオタニファンドによる提案を比較した上で、対象者の経営陣が公開買付者の提案に賛同するはずであると判断したからこそ、本公開買付けの買付価格に近い金額で対象者の株式を取得された投資家の方々 が現実に存在しています。かかる投資家の方々に対する公開買付者の道義的な責任を考慮すると、公開買付者としては、かかる投資家の方々に対して一定の売却機会を提供する必要があるものと考えております。また、公開買付者の提案について、未だに対象者の経営陣との間で具体的な協議の場も設定していただけていないこと、さらには対象者の取締役会がMBOを通じて対象者の非公開化を行うことに賛同し、資本市場からの退出を意思決定したにもかかわらず、公開買付者の公開買付けの提案が行われた後にエクイティ・ファイナンスを検討する旨を対象者が公表したことも考慮すると、時間を置くことによって対象者の株主価値が毀損されるおそれを否定できないため、現時点においては対象者の経営陣の方々から本公開買付けについて賛同を得られていないものの、公開買付者としては本公開買付けを開始すべきであると判断するに至った次第です。当然のことながら、公開買付者としては、今後も引き続き対象者の経営陣から本公開買付けについての賛同を得られるよう努力を継続する所存であります。

先に提示されたオオタニファンド提案の買付価格は平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準としたプレミアムが公表されておりますが、同様に平成 19 年 4 月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月間の単純平均値 655 円を基準とすると、本公開買付けの買付価格は、これに約 67.9%のプレミアム、平成 19 年 4 月 5 日の終値 760 円を基準とすると約 44.7%のプレミアム、平成 19 年 5 月 17 日の終値 1,076 円を基準とすると約 2.2%のプレミアムを加えた金額となり、対象者株主の皆様には、豊富な不動産投資運営実績を有する公開買付者による、対象者の現在の正当な株主価値を享受できる機会を広く平等に与えられることとなります。また、本公開買付けの買付価格の 1,100 円は、対象者株式の近年における最高値の水準となりますので、対象者株主の皆様非常に有利な売却機会を提供することになるものと考えております。

本公開買付けが成立した場合には公開買付者が対象者の議決権の過半数を有することになりますが、公開買付期間中に対象者の経営陣から本公開買付けについてご賛同をいただける場合には、本公開買付けの後も引き続き対象者の現経営陣の方々に対象者の経営に関与していただくことを予定しております。但し、その場合であっても対象者の取締役会の過半数は公開買付者が指名するものとするつもりです。いずれにせよ公開買付者としては、対象者の経営陣にご賛同いただいた上で本公開買付けが成立することが望ましいと考えておりますので、前述の通り、対象者の経営陣からご賛同を頂けるよう引き続き具体的協議等の努力をする所存です。

なお、公開買付者の連結子会社であるアルガーブは対象者株式の議決権の 10.02%を保有しておりますが、同社はこのうちの一定程度の株式を本公開買付けに応募すること及び共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに基本的に合意しております。

本公開買付けにおける買付予定数は 68,440,500 株（発行済株式総数の 50.001%）であり、応募株券等の数の合計が買付予定数（68,440,500 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数（68,440,500 株）及び超過予定数（1,559,500 株、以下「超過予定数」といいます。）の合計（70,000,000 株、以下「買付予定総数」といいます。）を超えるときは、その超過部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、証券取引法第 27 条の 13 第 5 項に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。公開買付者は、平成 19 年 4 月 25 日付書面で、対象者の経営陣の方々のご賛同を条件として、上限を設定していない公開買付けを行うことをご提案しておりましたが、対象者の経営陣の方々からはご賛同を頂けていないことから、本公開買付けにおいては上記の通り上限を設定し、対象者の総議決権の過半数を取得し、対象者を公開買付者の子会社とすることを目指すことにいたしました。

なお、対象者は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者としては、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者が対象者の総議決権の過半数を保持したまま、対象者の普通株式についての上場を維持するつもりでおります。しかしながら、本公開買付けに応募された株券等の状況及び本公開買付け後に引き続き株券等を保有する株主の方々の持株状況によっては、証券取引所の規則上、対象者の普通株式についての上場廃止事由に該当する可能性があります。

（注） 「MBO（マネジメント・バイアウト）」とは、Management Buy Out の略語で、会社の経営陣や従業員が、株式取得等の方法により自らの所属する会社を買収することをいいます。

2 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社テーオーシー	
② 事業内容	オフィス、ショッピングビル、流通関連ビル等の経営 ビル、土地並びに住宅施設等の分譲・販売 催事場等の経営 スポーツクラブ・健康ランド等の経営 ファッション・グッズ関連店舗並びにレストラン等の経営 医薬品、健康食品等の製造・販売 リネンサプライ、クリーニング業の経営 ベンチャー企業の育成並びに企業への投資 上記事業に関連する IT 事業の企画・開発運営	
③ 設立年月日	大正 15 年 4 月 3 日	
④ 本店所在地	東京都品川区	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 大谷 和彦 代表取締役社長 大谷 卓男	
⑥ 資本金	117 億 6,819 万円 (平成 18 年 9 月末現在)	
⑦ 大株主及び持株比率	株式会社ニューオータニ 有限会社大谷興産 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 有限会社オオタニファンド 日本生命保険相互会社 大谷正子 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4) ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) 株式会社みずほコーポレート銀行 (注) 上記は対象者が平成 18 年 12 月 22 日に提出した第 41 期半期報告書によるもので、対象者の平成 18 年 9 月 30 日時点の大株主の状況をしめしております。 なお、大量保有報告書 (変更報告書) において開示された対象者の大株主の持株比率は次の通りです。 フィデリティ投信株式会社 有限会社アルガープ クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド他 3 社の共同保有者 シュローダー投信投資顧問株式会社他 3 社の共同保有者 株式会社みずほコーポレート銀行他 2 社の共同保有者	12.67 % 9.61 % 8.36 % 5.80 % 4.69 % 2.65 % 2.65 % 2.51 % 2.08 % 1.92 % 10.28 % 9.96 % 6.50 % 4.28 % 3.94 %

⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の株式を 500 株保有しております。また、当社の連結子会社である有限会社アルガープが、対象者の株式を 13,639,500 株保有しております。
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 5 月 21 日（月曜日）から平成 19 年 7 月 18 日（水曜日）まで（42 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき、金 1,100 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、対象者が保有する不動産の時価評価に基づき、買付価格を決定いたしました。対象者が保有する不動産の時価評価を検討するにあたっては、公開買付者のこれまでの豊富な不動産購入実績に基づき、対象者の保有不動産を時価評価しました。公開買付者は会社設立以来、公開買付者が助言を行っている不動産ファンドを通じて 200 物件以上、金額では 1 兆 2,000 億円を超える不動産投資の実績を有しております。

公開買付者は対象者が保有する主要不動産 11 物件について、現状を前提として、10 物件については損益改善によるバリューアップが可能であると判断し、また残りの 1 物件は更地として、収益還元法による時価評価を行い、対象者の有する不動産の時価評価価値を算定いたしました。その際には、対象不動産のデューディリジェンスを実施する機会を得ていないため、将来必要となる修繕計画及びそれに備えた引当金の状況、建物及び設備の老朽化による資本的支出の有無又は金額、及びテナントとの賃貸借契約の内容等、多くの不確定要因については、一定の前提・一定のリスク要因を分析・加味して計算しております。それらの分析結果を総合的に勘案した結果、対象不動産時価評価価値は 2,300 億円から 2,800 億円のレンジであるとの結果を得ました。

公開買付者は、対象不動産時価評価価値から導き出される一株あたり修正純資産価値等を総合的に勘案した結果、一株当たり買付価格を 1,100 円と決定しました。

② 算定の経緯

対象者の現経営陣の一部はMBOの提案を行うことを決定し、対象者の現経営陣の一部とその関係者によって設立されたオオタニファンドが、対象者の普通株式を対象として、対象者の普通株式1株あたり800円での公開買付けを平成19年4月9日に開始し、対象者の取締役会は、これに賛同する旨の取締役会決議を同月6日に行い、その旨の意見表明報告書を同月9日に提出しました。

公開買付者は、連結子会社であるアルグループが対象者の発行済株式の約10%を保有していたことから、オオタニファンドによる公開買付け提案を仔細に検討し、オオタニファンドによる買付価格には対象者が保有する不動産を正当に活用した価値が盛り込まれておらず、その含み益が反映されていないため、かかる買付価格での買取がなされると、本来的には全ての対象者株主に帰属すべき利益がオオタニファンドによって独占される可能性が高いと判断しました。

よって、全ての株主の株主価値を守るために、対象者経営陣の方々の賛同を条件として対象者の普通株式1株あたり1,100円での公開買付けを行うことを対象者経営陣に対して平成19年4月25日付にて提案し具体的な協議を申し入れるとともに、公開買付者の提案に賛同すること及び対象者の株主の方々がオオタニファンドの提案と公開買付者の提案のいずれが望ましいのか判断するために十分な期間を確保するために公開買付期間の延長を行うことを要望いたしましたが、具体的な協議の場を設けて頂くことも、オオタニファンドの公開買付け期間延長も行われることのないまま5月11日にオオタニファンドの公開買付け期間は不成功に終了いたしました。

公開買付者は、前述の通り対象者経営陣の方々による賛同を条件として、対象者の普通株式について1株あたり1,100円で買い付ける旨の公開買付けを平成19年4月25日に提案いたしましたが、これまでのところ、具体的な協議の場を設けて頂くこともできない状況であることを踏まえ、現時点においては対象者の経営陣の方々から本公開買付けについて賛同を得られていないものの、公開買付者としては本公開買付けを開始すべきであると判断するに至った次第です。

なお、公開買付者は、対象者の市場株価の推移を精査したところ、先に提示されたオオタニファンドによるMBO提案が行われる前日の平成19年4月5日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去6ヶ月間の単純平均値655円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間の単純平均値710円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間の単純平均値743円（少数点以下四捨五入）、また、公開買付期間の初日の前々営業日である平成19年5月17日までの過去6ヶ月間の単純平均値737円（小数点以下四捨五入）、3ヶ月間の単純平均値847円（小数点以下四捨五入）、1ヶ月間の単純平均値1,003円（小数点以下四捨五入）という結果を得ております。公開買付者の買付価格である一株あたり1,100円は、先に提示されたオオタニファンドによるMBO提案の前日である平成19年4月5日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去6ヶ月、過去3ヶ月、過去1ヶ月の単純平均値のそれぞれ約67.9%、約54.9%、約48.0%のプレミアムを加えた価格に相当し、平成19年5月17日までの東京証券取引所における対象者株式の終値の過去6ヶ月、過去3ヶ月、過去1ヶ月の単純平均値のそれぞれ約49.3%、約29.9%、約9.7%のプレミアムを加えた価格に相当します。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	68,440,500 株	1,559,500 株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等預託証券()	－株	－株
合 計	68,440,500 株	1,559,500 株

(注1) 応募株券の総数が買付予定数(68,440,500株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数(68,440,500株)及び超過予定数(1,559,500株)の合計である買付予定総数(70,000,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人(下記(11)に記載する日本アジア証券株式会社をいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	140,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 61.42%)
対象者の総株主の議決権の数	270,760 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(68,440,500株)及び超過予定数(1,559,500株)の合計である買付予定総数(70,000,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成18年12月22日提出の第41期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の単元未満株式数(但し、対象者の自己株式数285株を控除した808,067株)に係る議決権の個数である1,616個)を加えて、対象者の総株主の議決権の数を272,376個として計算しています(対象者の単元株式数は500株です。)

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」には、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(1個)、「買付予定の株券等に係る議決権の数」(140,000個)及

び公開買付け者の特別関係者であるアルガーブの所有株券等に係る議決権の数（27,279個）の合計（167,280個）についての割合を記載しています。公開買付け者がアルガーブの所有株券等に係る議決権の数の全てを買付けなかった場合における、公開買付け者とアルガーブによる買付け等後における株券等所有割合の合計は、61.42%となります。なお、公開買付け者がアルガーブの所有株券等に係る議決権の数の全てを買付けた場合における割合は51.40%となります。

（注4） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（7）買付代金 77,000百万円

（注） 買付予定数（68,440,500株）及び超過予定数（1,559,500株）の合計である買付予定総数（70,000,000株）に1株当たりの買付価格（1,100円）を乗じた金額を記載しています。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日本アジア証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号

② 決済の開始日

平成19年8月2日（木曜日）

③ 決済の方法

買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合にはその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の総数が買付予定数（68,440,500株）に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定総数（70,000,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（500株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数に満たないときは、買付予定総数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定総数を超えることとなる場合には、買付予定総数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数を超えるときは、買付予定総数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定総数を下回ることとなる場合には、買付予定総数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及び第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに、公開買付け代理人の本店又は全国各支店（但し、銀座支店を除きます。）に公開買付け応募申込みの受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行なうことがあります。この場合は、その変更の内容及び電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間末日までに公告を行なうことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行ないます。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行ないます。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 5 月 21 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

日本アジア証券株式会社

3 その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成18年12月22日に第41期半期報告書を提出しております。当該半期報告書に基づく、対象者単体の中間損益の状況は以下のとおりです。

1) 損益の状況

中間会計期間	平成18年9月期 (第41期中)
売上高 (百万円)	6,640
売上原価 (百万円)	3,492
販売費及び一般管理費 (百万円)	748
営業外収益 (百万円)	86
営業外費用 (百万円)	259
中間純利益 (百万円)	1,204

2) 1株当たりの状況

中間会計期間	平成18年9月期 (第41期中)
1株当たり中間純利益 (円)	8.84
1株当たり配当額 (円)	3.00
1株当たり純資産額 (円)	452.69

以 上